第百六十二条（見出しを含む。）中「国際・環境課」を「海洋・環境課」に改め、同条中第九号を削り、第八号を第十三号とし、第二号から第七号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号中「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。次号及び第八号において同じ。）」を削り、同号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計画に関するものに関すること。

二　レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

三　レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

四　港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること。

五　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。次条第二号において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

第百六十三条に次の一号を加える。

三　港湾等に関する危機管理に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

第二百八条第一項中「副局長一人及び」を削り、同条第五項中「北陸地方整備局の総務部長は北陸地方整備局の副局長又は次長の職を占める者を、」を削り、「もって」を「、九州地方整備局の総務部長は九州地方整備局の副局長の職を占める者をもって」に改める。

附則第二条の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第七条の表平成二十四年三月三十一日までの間の項を削り、同表平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで間の項中「平成二十四年四月一日から」を削り、「及び山村振興対策分科会」を「、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改め、同表平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の項中「及び山村振興対策分科会」を「、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会

附則第八条の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第二十三条の見出し中「鉄道局財務課」を「鉄道局鉄道事業課」に改め、同条第一項中「鉄道局財務課」を「鉄道局鉄道事業課」に、「次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「平成三十三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。）附則第五条第一項の業務に関する」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「鉄道局財務課」を「鉄道局鉄道事業課」に、「及び前項の表の下欄に掲げる」を「に掲げる事務及び前項に規定する」に改め、同条第三項中「鉄道局財務課」を「鉄道局鉄道事業課」に、「、第一項の表の下欄」を「に掲げる事務、第一項に規定する事務」に改め、同条第四項中「鉄道局財務課」を「鉄道局鉄道事業課」に、「、第一項の表の下欄及び」を「に掲げる事務、第一項に規定する事務、」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第二十八条を削る。

（国土審議会令の一部改正）

第二条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項及び第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課

附則第二条第二項中「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」を「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則第二条の表、第七条の表及び第八条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

防衛大臣　田中　直紀
内閣総理大臣　野田　佳彦